

2006年4月8日

# 声 明

～全国の簡易裁判所は、その使命を果たせ～  
(平成18年3月24日調停国家賠償訴訟判決を受けて)

全国クレサラ・商工ローン調停対策会議  
代表幹事 甲斐道太郎

全国クレサラ・商工ローン調停対策会議（以下、当会議という）は、平成18年3月24日東京地裁において判決が下された伊予三島調停国家賠償訴訟判決を受けて、全国の裁判所は真摯にこの訴えを受け止め、改めて簡易裁判所の果たすべき使命に思いを致し、民事調停の改善に務めるよう、本声明を発表する。

東京地裁（市川裁判長）は、判決文の中で、「みなし弁済の要件の検討についてはフリーパスに近い」「以前の取引についても、熱心に提出要求をしなかった」「原告が実質的に調停案を受諾するかそれとも利息過払返還訴訟の提起を含む他の方法を選択するかの合理的判断を行うために必要な説明をしていない」ことなどについて、「本件当時（平成10年）の社会の意識で判断しても、少なくとも不当であるとの批判が当てはまる。」「特定調停法施行後の現時点における社会の意識に基づき判断すれば、国家賠償法上違法であるとの見方も成り立ちうるような大いに不当であるとの批判が当てはまる。」などと厳しく非難した上で、「伊予三島簡裁（現四国中央簡裁）は、庶民のための裁判所である簡裁の果たすべき使命に思いを致し、改善につとめるよう希望する」と述べた。

このことは、現在の簡易裁判所における調停のあり方に、強く警鐘を鳴らしたものであり、当会議が3回にわたり最高裁判所に対して要請してきた簡易裁判所における調停運用の改善を求めた趣旨と同じくするものである。当会議は、今後も全国の簡易裁判所における調停の運用の監視を継続するものであるが、本判決で問題とされた伊予三島簡易裁判所においてなされたような違法・不当な特定調停を成立させるようなことがあれば、国家賠償訴訟の提起を含め、あらゆる方法でその是正を求めていく用意がある。

よって、当会議は、全国の簡易裁判所の裁判官、書記官、調停委員に向けて、以下の通り要請する。

1. 全国の簡易裁判所は、本判決でしめされた「特定調停法施行後の現時点における社会の意識に基づき判断すれば、裁判官らの行為、特にみなし弁済についての判断については、国家賠償法上違法であるとの見方も成り立ち得るような大いに不当であるとの批判が当てはまるものと考えられる。」との判断を真摯に受け止め、今後、問題ある調停を無くすように、特定調停の運用を改善し、監視を徹底すること。
2. 判決中、違法との見方も成り立つと判示した「利息制限法違反」を許すことがあってはならず、「利息制限法の遵守」を徹底すること。
3. 本判決では、取引の開始に遡って取引履歴を開示をしなかったことに大きな原因がある。今後、申立人の申し出の有無に関わらず、取引履歴を提出しない債権者に粘り強く提出を求め、これに応じない者に対しては、文書提出命令を発令するなどの指導を徹底すること。
4. 調停成立のために、家族、親族などに債務弁済のための援助を強要しないこと、また、保証人にすることを厳に禁止すること。

以上